

## 【商 法】

**問題** 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

会社法上の会社は営利目的のため設立される。株式会社もそうである。営利目的とは、対外的経済的活動によって得た利益を会社の構成員に分配することを意味する。つまり、事業活動により利益が上がればその分配に預かれるチャンスがあるから資金を出すのである。

ところが近時、会社成立後の増資の場合についてであるが、資金がすぐに流出する「不公正ファイナンス」が後を絶たず、証券取引等監視委員会は、金融商品取引法の偽計容疑で増資に関与した会社経営者などを告発する等、証券取引所等と連携し防止や摘発に取り組んでいるものの、現物出資を利用するなど新たな手口が横行し、警戒を強めている旨報じられている。現物出資の場合、不動産鑑定士の評価額をもとに対価とする株数を決めるが価格に問題があり、素人が見ても明らかに高いケースがあつて、不動産の出資者は不当に安く株式を手に入れた可能性が考えられ、実際に現物出資の割合は急増しているという(2010年5月10日日経)。もちろん、そのような不正は許されず、現に会社法は規制はしているが、なお潜脱されているのが実態ということなのであろうか。設立の場合には、そのような潜脱の危険は一層大きくはないか懸念される。

他方で、最近ではクリック募金ビジネス、つまりウェブサイトにも並ぶ「募金ボタン」である企業名をクリックすると募金完了し、その企業が実際には募金を出す反面で企業としてはクリックのたびに自社の社会貢献を知ってもらえるメリットがあるという「社会貢献と企業利益」とを結合させたビジネスとか、あるいは社会的課題をボランティアではなくビジネスを通じて解決することを目指す民間企業である「社会的企業」が欧米のみならず日本でも注目されるようになってきている(2009年9月5日朝日、2010年5月16日日経)。特に、後者は欧米では財政難の下、政府が歳出削減や行政改革に動くなか、公共サービスの新たな担い手として存在感を増している。これは補助金や寄付だけに頼らず、民間の手法を生かし事業収入で自立しているのが特徴であり、雇用の受け皿としての役割をも演じているという。「社会的企業」は営利は目的とせず、利益は「配当」として分配するのではなく、例えば地域の高齢者の送迎サービスや失業者の職業訓練など、次の事業経営に回される例が多い。これらは、もちろん会社法上の会社とは異なるが、企業のこれからのあり方を示唆しているようにも思われ

る。

**問 1** 次の（１）から（５）までの各問に対する正しい解答の番号を解答欄に１つ記入しなさい。

- （１）株式会社の設立と持分会社の設立とで同一のものはどれか。
- ①定款を作成、署名・記名押印する者
  - ②定款の公証人による認証の要否
  - ③社員（株主）の確定の方法
  - ④会社成立前までの出資履行の要否
  - ⑤本店所在地での登記による会社の成立
- （２）株式会社の発起設立において、公証人の認証を受けた定款を変更できないのは、以下のうちどの場合か。
- ①検査役の設立変態事項の調査を受け、設立変態事項が不当であるとして裁判所が職権で変更決定する場合
  - ②裁判所により変更決定された定款の定めを、発起人全員の同意で、変更決定の確定後１週間以内に廃止する場合
  - ③発起人全員の同意で、定款を変更して原始定款で定められていない発行可能株式総数を設ける場合
  - ④発起人全員の同意で、原始定款に定められていた発行可能株式総数の定めを変更する場合
  - ⑤発起人全員の同意で、会社の本店所在地を変更する場合
- （３）株式会社の定款の相対的記載・記録事項でないものは、以下のうちどれか。
- ①種類株式の内容
  - ②発行可能株式総数
  - ③株主総会の決議要件
  - ④株券の発行
  - ⑤代表訴訟提起のための株式保有期間の短縮
- （４）株式会社設立の発起人が、創立総会に関し、なさなければならない事項はどれか。
- ①招集の決定
  - ②設立に関する事項の報告

- ③設立時株主から特定の事項につき説明を求められた場合の説明
- ④設立時株主全員の同意があるときの招集手続の省略
- ⑤議決権行使書面または電磁的記録の備置

(5) 株式会社の設立無効の訴えに関する記述として、誤っているものはどれか。

- ①設立無効は、会社を被告とし訴えを提起する方法によってのみ主張することができる。
- ②提訴権者は、株主、取締役、監査役、監査委員、清算人だけである。
- ③提訴期間は会社成立の日から2年以内である。
- ④原告が勝訴し、判決が確定した場合には、第三者に対しても効力を有する。
- ⑤設立無効の判決は、設立した会社、その社員および第三者の間に生じた権利・義務に影響を及ぼさないものとされている。

**問2** 株式会社の設立手続は、発起設立と募集設立とで共通のものもあれば異なる手続もある。次の(1)から(5)までの空欄に入る適切な語句を下記の□から選び、解答欄に記載しなさい。

発起設立であれ、募集設立であれ、□(1)は公証人の認証の後遅滞なく、設立変態事項を調査させるために、裁判所に対し、□(2)の選任を申し立てなければならない。裁判所は、申し立てがあったとき、不適法として却下する場合を除いては選任する。裁判所は、□(2)の報告を聴き、変態設立事項を不当と認めるときは、これを□(3)する決定をしなければならない。□(3)に不服な□(1)は、即時抗告によって決定自体を争うか、当該決定の確定後1週間内に限り、その設立時発行株式の□(4)に係る意思表示を取り消すことができる。

募集設立の場合、変態設立事項に関する□(2)の報告および弁護士等の証明・鑑定評価を記載・記録した資料は、□(5)に提出または提供される。

取締役	会計監査人	監査役	検査役	発起人	修正	更正
変更	譲渡	申込み	売却	設立中の会社	組合	創立総会
設立時株主総会	会計参与	引受け				

**問3** 株式会社の設立手続において、現物出資は発起人以外はすることはできないとされている。その理由は何か。

- 問4** 株式会社の設立手続としての発起設立においては、募集設立の場合と異なり払込金保管証明書の制度はない。その理由は何か。
- 問5** 株式会社における払込の仮装行為は多様ではあるが、大きくは「預合い」と「見せ金」の2つの類型に分けることができる。「預合い」と「見せ金」とでは、どこが違うか。
- 問6** 株式会社の募集設立において、発起設立の場合と同様に、発起人・設立時取締役および弁護士等の証明者は、財産価額填補責任を負う。もつとも、発起設立の場合とは異なって、募集設立においては、発起人・設立時取締役は、現物出資者または当該財産の譲渡人でなくても、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明して責任を免れることはできないとされている。その理由は何か。
- 問7** 株式会社の不成立と設立無効とでは、どこが違うか。